

電気通信主任技術者及び工事担任者に係る制度改正案に対する意見募集結果

意見提出者一覧（計6件）

- 個人 4件
- 一般社団法人 2件

	意見提出者（提出順）	代表者氏名等	
1	一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会	会長	高島 元
2	一般社団法人 情報通信設備協会	会長	網谷 駿介

No.	提出された御意見	総務省の考え方
1	<p>工事担任者規則改正案第14条の2は、「試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては八、七〇〇円とする」としています。</p> <p>しかし、試験免除の場合の手数料は実費を勘案して定めるとされているところ、試験の一部を行わない場合は、その分実費が少なくて済むと思われる。</p> <p>したがって、免除する科目1つにつき300円くらい値引いてもよいのではないかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改正案において、電気通信主任技術者試験については、1つの試験科目の試験が免除されるにつき、700円の減額（全科目免除の場合を除く。）としていますが、その額は、1つの科目に関する試験問題作成等に係る費用を試験受験者数で除すことにより算出したものです。</p> <p>一方、工事担任者試験の受験者数は電気通信主任技術者の約6倍であり、試験問題作成等に係る1人当たりの負担額は小さく、試験科目の一部を受験しないことによる減額幅は小さくなります。</p> <p>さらに、手数料に差額を設けた場合の人件費等の増加を考慮し、全科目免除以外の手数料を全て同額としたものですので御理解願います。</p>
2	<p>概ね賛同します。社会の通信環境変化に迅速に対応いただき感謝いたします。</p> <p>しかし、次のことをご検討いただけませんか。</p> <p>別紙 2. 工事担任者の工事範囲に係る工事担任者規則の一部改正案の概要</p> <p>DD3種において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を行い、または監督できる通信速度 200Mbps 以下 ・ 工事を行うことができる通信速度 1Gbps 以下（200Mbps を超えた監督はできない） <p>の修正をお願いします。</p> <p>または、該当資格要件で監督する上での知識部分を強化するようであれば意義ありません。</p>	<p>本改正は、100Mbps 超のインターネットサービスが登場し、従来、DD第三種の資格で工事・監督が認められている 100 Mbps 以下のインターネットサービスに係る接続の工事・監督と、必要な技術や知識において変わらないと考えられるため、その範囲を拡大するものです。したがって、監督についても、範囲を拡大すべきものと考えています。</p> <p>また、工事担任者は、端末設備又は自営電気通信設備の接続により通信が可能となるために必要な一切の工事（電気通信回線設備への接続及びそれに伴う調整、屋内配線の設置工事等）の施行及び監督を行うことから、DD第三種に限らず、御指摘のとおり、施工管理・監督に関する強化が必要であると考えます。</p>

	<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> DD3種とDD2種以上の明確な区別。 DD3種保有者の増加と更なる活躍の期待。 DD3種保有者を増やし通信環境の施工品質維持を期待。 DD3種が監督者の場合では施工品質に不安を感じる。 DD3種で改正案通りの場合では監督の資質強化が必要と感じる。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
3	<p>1. 「意見募集対象」(1) 電気通信事業法施行令の一部を改正する政令案及び(2) 電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令案について</p> <p>試験手数料につきましては、手数料を納める受験者の立場からは、より低廉化することが望ましい一方、適正な運用コストに見合う料金であるべきとの観点から、十分な検討を経ての原案であることを前提として、当協会としては意見を差し控えさせていただきたいと存じます。</p> <p>2. 「意見募集対象」(3) 工事担任者規則の一部を改正する省令案について</p> <p>「工事担任者」資格は、情報通信ネットワーク社会を支えるネットワーク接続技術者であることを証明する重要な国家資格として位置付けられることから、当協会としても、法令に則り、資格取得並びにその運用についてはその重要性を認識し積極的に取り組んでおります。</p> <p>その工事担任者資格者制度の適切な運用にあたっては、昨今のブロードバンド化の進展によるインターネット接続サービスや通信回線サービ</p>	<p>頂いた御意見は、「工事担任者規則の一部を改正する省令案」に対する賛同意見として承ります。</p>

	<p>スの高速化に伴い、工事担任者資格の適用についても適切な工事範囲の適用が図られるべきものと考えております。</p> <p>今回の改正案につきましては、現在の技術の進展並びに普及実態に即した改正案であるとの考えから、賛同致します。</p> <p>【一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会】</p>	
4	<p>1. 今回の改正に対する意見</p> <p>工事担任者資格D D第三種の工事範囲を毎秒1ギガビット以下まで広げることが、急速な情報化社会の進展に沿った措置であり、賛同致します。</p> <p>2. 工事担任者資格に関する要望</p> <p>当協会は、情報通信設備に関する工事を主体とする会員会社で組織する団体であることから、従来から電気通信事業法で定められている「工事担任者資格制度」を遵守するため、会員会社に対し工事担任者資格取得研修を実施するなど、資格取得を奨励しています。</p> <p>しかしながら、電気通信工事の入札において、工事担任者資格者の配置が入札条件に無い等、法の精神が活かされていない現状にあります。</p> <p>会社がお金と時間を使い社員に資格を取らせても事業に活かさない、という会員の声は根強く、昨今の厳しい経済状況の下で、この傾向がさらに広がるものと危惧しております。</p> <p>つきましては、電気通信事業法の精神を尊重するとともに、進展する情報化社会を支えるICT技術者の確保の観点からも、工事担任者資格が電気通信工事の場で活かされます様、以下について要望致します。</p>	<p>(「1. 今回の改正に対する意見」について)</p> <p>頂いた御意見は、「工事担任者規則の一部を改正する省令案」に対する賛同意見として承ります。</p> <p>(「2. 工事担任者資格に関する要望」について)</p> <p>頂いた御要望事項は、今回の改正案に対するものではないと理解しておりますが、工事担任者資格が電気通信工事の場で活かされるよう、今後の参考とさせていただきます。</p>

	<p>(要望事項)</p> <p>1. 建設業法において、工事担任者が主任技術者として認定されますように、国土交通省等への対応をお願いしたい。また、電気通信主任技術者についても監理技術者に認定されることが必要と考えます。</p> <p>2. 公衆網に接続する電気通信工事においては、適合する工事担任者の配置が法的に必要である事について、地方行政機関に対し、入札条件に明示するなどの徹底した指導をお願いするとともに、商工会議所等の経済団体に対する周知も併せてお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人 情報通信設備協会】</p>	
5	<p>工事担任者資格にて、現在殆どの通信会社で社員は全て取得するようにと促されているが、役職者も全て取得すべきでは？</p> <p>役職者は1種以上の資格を持っていなければ不自然だと思う！</p> <p>なにかペナルティを与えるべきでは？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、今回の改正案に対するものではないと理解しております。</p>
6	<p>以前、協会で試験及び経歴関係無しに電気通信会社社長に交付した資格は全て剥奪してもらいたい。</p> <p>社員達が勉強、努力して資格を取得したのに、なんの苦労も無くタダで資格を取得し得意げな顔をされていては、非常に腹が立つ！！</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、今回の改正案に対するものではないと理解しております。</p>